

# 高萩アウトドアフィールド「Hagi Village」利用規則

## 第1 概要

本規則は、高萩市（以下「本市」という。）が設置した高萩アウトドアフィールド「Hagi Village（はぎビレッジ）」（以下「はぎビレッジ」という。）において、事業を実施する事業者（以下「参入事業者」という。）の利用条件等を定めたものである。

## 第2 事業範囲

はぎビレッジの範囲は、小山ダム敷地内のうち、占用許可を受けた県有地（地図1）及び市有地（地図2）、所有者の同意があった私有地とする。

## 第3 はぎビレッジの利用条件

事業を実施する参入事業者の利用条件は次の通りである。

### 1 事業内容について

- (1) アウトドア関連事業を実施し交流人口の増加が期待できる事業を実施すること。
- (2) 営業日及び営業時間を定めており週2日以上開設すること（但し、12月28日から3月31日の期間を除く）。
- (3) 茨城県より河川占用許可を受けた事業であること。なお、河川占用許可申請については、本市において行う。また、河川占用許可申請を除き、事業実施にあたり保健所や消防署等への届け出が必要な場合は参入事業者が行うこと。
- (4) 他の参入事業者と協調して事業を実施すること。
- (5) 事業実施に要する費用については、当該事業を実施する参入事業者において負担すること。
- (6) はぎビレッジは24時間利用できるものとするが、近隣の住民やほかの事業者、来客者の迷惑にならないよう事業を実施すること。
- (7) 既に他の参入事業者が実施している事業と同一又は類似の事業を実施しようとするときは、料金設定や体験時間等、参入事業者間で協議すること。
- (8) 利用者等の安全対策を徹底すること。
- (9) 利用者がいる場合には、必ずスタッフを常駐させ安全管理を徹底すること。
- (10) 浸水エリア（地図3）において、宿泊を伴うサービスを提供しないこと。
- (11) 気象庁より、本市に大雨洪水警報等の発令があるなど、風水害の恐れがあると想定される場合や、小山ダムで洪水警戒体制をとっている場合は、安全を考慮し事業を中止すること。
- (12) 事業実施中に施設を毀損した場合には、速やかに本市に報告するとともに、原状に

回復すること。

(13) 事業を撤退する場合には、本市に報告の上、事業地を原状に回復すること。

## 2 施設利用について

(1) 小山ダム管理事務所が管理する駐車場のバリカー及び横川観光企業組合が管理するトイレの鍵の開閉や清掃等、他の参入事業者と共用で使用するものについては、参入事業者間で管理方法について協議の上対応すること。

(2) 使用する土地の維持管理及び除草作業等の環境維持を徹底すること。

(3) 屋号には「Hagi Village」又は「はぎビレッジ」の名称を必ず使用すること。

(4) 事業で発生したごみは各参入事業者が管理すること。

## 3 その他注意事項等

(1) 小山林道と隣接する市有地の事業開始は、小山林道の整備後（令和6年度予定）となる。

(2) 参入事業者において、多くの来場者が想定されるイベントを実施する場合は、参入事業者において企画書を作成し、本市へ提出すること。なお、企画内容に応じ、茨城県への届出が必要な場合は、認可後にイベントを実施できるものとする。また、河川占用許可申請については、本市において行う。

(3) その他本市が定める注意事項等に従うこと。

## 4 負担金

はぎビレッジの維持管理に係る負担金の額は、本市において3年毎に見直しを行い、設定する（令和3年4月1日～令和6年3月31日までは無料）。

## 第4 本市の役割

本市の役割は、次のとおりとする。

### 1 本市が設置した各種設備の保守管理

本市が設置した設備の保守管理を行う。

#### (1) 浄化槽

ア 保守点検等の維持管理業務

#### (2) 観光案内看板

ア 総合的な定期点検

イ 補修、修繕

#### (3) その他本市において設置する設備等の管理

## 2 河川占用許可申請

新規事業実施のためにエリアを拡大する場合や、参入事業者からエリアの追加の申し出があった場合、茨城県（高萩工事事務所河川整備課）へ河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川占用許可申請をし、許可を受けるものとする。

## 3 参入事業者の許認可

参入を希望する事業者より提出された企画提案書（様式 1）に基づき、参入の許可又は不許可の決定を行う。

## 4 土地所有者や関係団体等との調整

土地所有者や茨城県、参入事業者の他、各種関係団体等と調整し、円滑な運営を図る。

# 第 5 参入事業者の役割

参入事業者の役割は次のとおりとする。

## 1 広報活動

本市への交流人口拡大のため、市内外で開催されるイベントに積極的に参加すること。

## 2 地域おこし協力隊の受入

本市が委嘱している地域おこし協力隊について、本市より研修を依頼した際には、事業の運営業務やインストラクター業務などの指導を行うこと。

## 3 事業者連携

本市内の周遊を促進するため、はぎビレッジ内の参入事業者のほか、本市内の事業者と積極的に連携すること。

# 第 6 事業参入に係る申請

事業参入を希望する事業者は、企画提案書（様式 1）に、企画内容（任意様式、A 4 縦両面 10 ページ以内）を添えて、本市へ提出し、参入の許可を受けなければならない。必要な提出書類や手続等は『高萩アウトドアフィールド「Hagi Village」新規参入事業者募集要項』に従うこと。


また、事業内容により、本市における茨城県の河川占用許可申請の変更が必要な場合には、河川占用許可の承諾後に事業を開始できるものとする。

ただし、事業開始後に企画提案書に記載のない事業を実施する場合には、本市に新た

に届け出るものとする。

## **第7 その他**

- 1 本市よりイベントや撮影の要請があった場合には協力すること。
- 2 この規則に定めのない事項は、別途協議し決定する。

(地図1) 県有地 ※  は本市で茨城県より占用許可を受けたエリア



(地図2) 市有地



(地図3) 浸水エリア

